

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が八・五kHz以下のもの</p>		<p>電波の型式</p> <p>F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>周波数</p> <p>四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数であつて、四二六・〇二五MHz及び四二六・〇二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。</p> <p>四二九・一七五MHz以上四二九・七三七五MHz以下の周波数であつて、四二九・一七五MHz及び四二九・一七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。</p>	<p>空中線電力</p> <p>〇・一ワット以下</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単信方式又は同報通信方式</p>
<p>単向通信方式、単信方式、同報通信</p>	<p>四二九・八一二五MHz以上四二九・</p>	<p>〇・一ワット以下</p>	<p>〇・一ワット以下</p>	<p>単向通信方式、単信方式、同報通信</p>	

現 行

<p>特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が八・五kHz以下のもの</p>		<p>電波の型式</p> <p>F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>周波数</p> <p>四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数であつて、四二六・〇二五MHz及び四二六・〇二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。</p> <p>四二九・一七五MHz以上四二九・七三七五MHz以下の周波数であつて、四二九・一七五MHz及び四二九・一七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの。</p>	<p>空中線電力</p> <p>〇・〇一ワット以下</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単信方式又は同報通信方式</p>
<p>単向通信方式、単信方式、同報通信</p>	<p>四二九・八一二五MHz以上四二九・</p>	<p>〇・〇一ワット以下</p>	<p>〇・〇一ワット以下</p>	<p>単向通信方式、単信方式、同報通信</p>	

電波の型式 F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、	(二) 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの	
周波数 四二六・〇三七五 MHz、四二六・〇 六二五MHz、四二	空中線電力 〇・一ワット以下	九二五MHz以下の周波数であって、四二九・八一二五MHz及び四二九・八一二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・九MHzを加えたもの、並びに四四九・八三七五MHz以上四四九・八八七五MHz以下の周波数であって、四四九・八三七五MHz及び四四九・八三七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・六MHzを加えたもの。ただし、四二九・九二五MHz及び四四九・八二五MHz並びに四四九・八八七五MHz及び四六九・四八七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。
通信方式 単向通信方式、単 信方式又は同報 通信方式	備考	方式、複信方式又は半複信方式

電波の型式 F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、	(二) 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの	
周波数 四二六・〇三七五 MHz、四二六・〇 六二五MHz、四二	空中線電力 〇・〇〇一ワット以下	九二五MHz以下の周波数であって、四二九・八一二五MHz及び四二九・八一二五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・九MHzを加えたもの、並びに四四九・八三七五MHz以上四四九・八八七五MHz以下の周波数であって、四四九・八三七五MHz及び四四九・八三七五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの、及びこれらの周波数に一九・六MHzを加えたもの。ただし、四二九・九二五MHz及び四四九・八二五MHz並びに四四九・八八七五MHz及び四六九・四八七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。
通信方式 単向通信方式、単 信方式又は同報 通信方式	備考	方式、複信方式又は半複信方式

(二) 占有周波数帯幅が三二kHz以下のもの	<p>電波の型式</p> <p>F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>周波数</p> <p>一、二二六・〇一 二五MHz以上一、 二一六・九八七五 MHz以下の周波数 であって、一、二 一六・〇一二五 MHz及び一、二一 六・〇一二五MHz に二五kHzの整数 倍を加えたもの、 並びにこれらの 周波数に三六MHz を加えたもの。た だし、一、二二六 ・〇一二五MHz及 び一、二二五・〇 一二五MHz並びに 一、二二六・五一 二五MHz及び一、 二二二・五一二五 MHzは、周波数制 御用チャネルと する。</p>	<p>空中線電力</p> <p>一ワット以下</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式</p>	<p>設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が一六kHz以下のもの</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線</p>	<p>G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>六・〇八七五MHz 及び四二六・一一 二五MHz</p>		

(二) 占有周波数帯幅が三二kHz以下のもの	<p>電波の型式</p> <p>F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>周波数</p> <p>一、二二六・〇一 二五MHz以上一、 二一六・九八七五 MHz以下の周波数 であって、一、二 一六・〇一二五 MHz及び一、二一 六・〇一二五MHz に二五kHzの整数 倍を加えたもの、 並びにこれらの 周波数に三六MHz を加えたもの。た だし、一、二二六 ・〇一二五MHz及 び一、二二五・〇 一二五MHz並びに 一、二二六・五一 二五MHz及び一、 二二二・五一二五 MHzは、周波数制 御用チャネルと する。</p>	<p>空中線電力</p> <p>〇・〇一ワット以下</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式</p>	<p>設備</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が一六kHz以下のもの</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線</p>	<p>G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七F</p>	<p>六・〇八七五MHz 及び四二六・一一 二五MHz</p>		

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F	一、二一六MHz以 上、二一七MHz 以下の周波数で あつて、一、二一 六MHz及び一、二 一六MHzに五〇kHz の整数倍を加え たもの、並びにこ れらの周波数に 三六MHzを加えた もの。ただし、一 、二一六MHz及び 一、二五二MHzは 、周波数制御用チ ヤネルとする。	一ワット以下	備考 単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式

二 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関におい
て、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用

1〜4 (略)

5 占有周波数帯幅が六四kHzを超え三二〇kHz以下の無線設備

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F七D、F八D、 F九D又はG七 D	四二〇・三MHz、四 二〇・八MHz、四二 四・七三七五MHz、 四二五・二三七五 MHz、四二五・七三 七五MHz、四二九・ 五MHz、四四〇・八 一・二五MHz、四四一 ・三二二五MHz、四 四四・七六二五MHz 、四四五・二六二 五MHz、四四八・九 二五MHz及び四四 九・四二五MHz	〇・〇一ワット以 下	備考 単向通信方式

注 占有周波数帯幅が六四kHzを超え三二〇kHz以下の無線設備であつて、空

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F	一、二一六MHz以 上、二一七MHz 以下の周波数で あつて、一、二一 六MHz及び一、二 一六MHzに五〇kHz の整数倍を加え たもの、並びにこ れらの周波数に 三六MHzを加えた もの。ただし、一 、二一六MHz及び 一、二五二MHzは 、周波数制御用チ ヤネルとする。	〇・〇一ワット以 下	備考 単向通信方式、単 信方式、同報通信 方式、複信方式又 は半複信方式

二 医療用テレメーター（病院、診療所その他の医療機関又は研究機関におい
て、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。）用

1〜4 (略)

5 占有周波数帯幅が六四kHzを超え三二〇kHz以下の無線設備

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F七D、F八D、 F九D又はG七 D	四二〇・三MHz、四 二〇・八MHz、四二 四・七三七五MHz、 四二五・二三七五 MHz、四二五・七三 七五MHz、四二九・ 五MHz、四四〇・八 一・二五MHz、四四一 ・三二二五MHz、四 四四・七六二五MHz 、四四五・二六二 五MHz、四四八・九 二五MHz及び四四 九・四二五MHz	〇・〇一ワット以 下	備考 単向通信方式

中線電力が〇・〇〇〇一ワット以下のものにあつては、単信方式又は同報通信方式による通信を行うことができる。

三 体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用

1 体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
A一D、F一D又はG一D	四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下	二五マイクロワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式又は同報通信方式 単向通信方式、単信方式又は複信方式の無線設備であつて、体内無線設備と体外無線制御設備又は受信設備との間で無線通信を行うものに限る。

注1 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数範囲内にあること。

2 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

3 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあつては、人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

2 (略)

四〇十四 (略)

三 体内植込型医療用データ伝送（体内無線設備と体外無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。以下同じ。）用及び体内植込型医療用遠隔計測（体内無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。以下同じ。）用

1 体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
A一D、F一D、又はG一D	四〇二MHzを超え四〇五MHz以下	二五マイクロワット以下	単向通信方式、単信方式又は複信方式

注1 占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

2 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあつては、体表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

2 (略)

四〇十四 (略)

○平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

1～10 (略)

11 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備の空中線であつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

(表略)

注1・2 (略)

3 四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用(付随するデータ伝送を含む。)については、この表に規定する値にかかわらず、その送信時間を五秒とし、その送信休止時間を二秒とする。ただし、最初に電波を放射してから九〇秒以内の場合であつて、送信時間の総和が五秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおりとする。

(1) 最初に電波を放射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒以内の場合 二秒

(2) 最初に電波を放射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒を超える場合 その送信に要した時間の五分の二

4～9 (略)

10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

(2) 電波を放射してから連続する六〇〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。

一 無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

1～10 (略)

二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

(表略)

注1・2 (略)

3 四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用(付随するデータ伝送を含む。)の送信時間は、表の値にかかわらず五秒とする。ただし、電波を放射してから連続する五秒以内に限り、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。

4～9 (略)

10 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、表の値にかかわらず、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が、一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）、動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。）にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

2 (略)

3 データ伝送用（一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。この場合において、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四二九・二五MHz以上四二九・七三七五MHz以下、一、二一六・〇三七五MHz以上二、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、又は一、二一六・五三七五MHz以上二、二一七MHz以下及び一、二五二・五三七五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの。

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話（空中線電力が、一ミリワット以下のものに限る。）のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）、動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。

3 データ伝送用（一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数（複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数）の電波の発射を行わないものであること。

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、四二九・二五MHz以上四二九・七三七五MHz以下、一、二一六・〇三七五MHz以上二、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

256 (略)

六 設備規則第四十九条の十四第一号への条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

154 (略)

5 医療用テレメーター用の送信装置（発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。）にあつては、次のとおりであること。

発射する電波の占有周波数帯幅	隣接チャネル漏えい電力
八・五kHzを超え一六kHz以下	搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の（H）八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
一六kHzを超え三二kHz以下	搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の（H）一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
三二kHzを超え六四kHz以下	搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の（H）三二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
六四kHzを超え三二〇kHz以下	搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（H）一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

注 デジタル方式の送信装置にあつては、変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合の値とする。

2 占有周波数帯幅が六四kHzを超え三二〇kHz以下の送信装置であつて、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの隣接チャネル漏えい電力は、この表に規定する値にかかわらず、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（H）一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低いこと。

658 (略)

256 (略)

六 設備規則第四十九条の十四第一号への条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

154 (略)

5 医療用テレメーター用の送信装置（発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。）にあつては、次のとおりであること。

発射する電波の占有周波数帯幅	隣接チャネル漏えい電力
八・五kHzを超え一六kHz以下	搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の（H）八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
一六kHzを超え三二kHz以下	搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の（H）一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
三二kHzを超え六四kHz以下	搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の（H）三二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと
六四kHzを超え三二〇kHz以下	搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（H）一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと

注 デジタル方式の送信装置にあつては、変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合の値とする。

658 (略)

○平成四年郵政省告示第二百二十三号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の七の規定に基づき、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器 二 音量調整器及びスケルチ調整器 三 周波数切替装置 四 送受信の切替器 五 識別符号設定器及びデータ信号附属装置その他これに準ずるもの <p>六 空中線</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の七の規定に基づき、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器 二 音量調整器及びスケルチ調整器 三 周波数切替装置 四 送受信の切替器 五 識別符号設定器及びデータ信号附属装置その他これに準ずるもの

○平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を次のように定める。

一 (略)

二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

(1) 等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたとき、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

(2) 送信空中線が一の管体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。

三 第一項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

四 第一項第四号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線は、絶対利得（一）一〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得（二）一〇デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を次のように定める。

一 (略)

二 前項第一号から第三号までの送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線は、絶対利得二・一四デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワット（四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下、四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇一ワットとする。）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

三 第一項第四号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線は、絶対利得（一）一〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得（二）一〇デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

○平成十三年総務省告示第九十号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ニただし書の規定により、同号ニ本文の規定を適用しない無線設備を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略）</p> <p>三 <u>テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち</u></p> <p><u>四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二</u></p> <p><u>一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u></p>	<p>一・二（略）</p>

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。		次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
一～五 (略)	(略)	一～五 (略)	(略)
六 401MHzを超え402MHz以下又は405MHzを超え406MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	100 kHz	六 402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	300 kHz
六の二 402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	300 kHz	七～十九 (略)	(略)
七～十九 (略)	(略)		

注 告示第42号第2項第5号のうち、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの占有周波数帯幅の許容値は、この表の規定する値にかかわらず、230 kHzとする。

○平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>二 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備</p> <p>周波数範囲 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の搬送波から（H）五〇kHz以上の周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値 搬送波電力より二〇デシベル以上低い値</p> <p>等価等方輻射電力が一ナノワット以下</p> <p>等価等方輻射電力が一マイクロワット以下</p> <p>その他の周波数 等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下</p>		<p>二 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備</p> <p>周波数範囲 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の搬送波から（H）五〇kHz以上の周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値 搬送波電力より二〇デシベル以上低い値</p> <p>等価等方輻射電力が一ナノワット以下</p> <p>等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下</p>	
<p>三 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（第一項の無線設備を除く。）</p> <p>周波数範囲 搬送波から（H）一五〇kHz以上の周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値 等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下</p> <p>注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、人体部位の表面において放射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。</p> <p>2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、第一項の注の表を適用する。</p>		<p>三 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（前項の無線設備を除く。）</p> <p>周波数範囲 搬送波から（H）一五〇kHz以上の周波数</p> <p>不要発射の強度の許容値 等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下</p> <p>注1 体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、体表面において放射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。</p> <p>2 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、前項の注の表を適用する。</p>	
<p>四 (略)</p>		<p>三 (略)</p>	

○平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
1 (略)	1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 特定小電力無線局	2 特定小電力無線局	2 特定小電力無線局	2 特定小電力無線局
周波数	指定周波数帯	周波数	指定周波数帯
313.625MHz z	312MHz z から 315.25MHz z まで	313.625MHz z	312MHz z から 315.25MHz z まで
401.5MHz z	401MHz z から 402MHz z まで	403.5MHz z	402MHz z から 405MHz z まで
403.5MHz z	402MHz z から 405MHz z まで	403.65MHz z	403.5MHz z から 403.8MHz z まで
403.65MHz z	403.5MHz z から 403.8MHz z まで		
405.5MHz z	405MHz z から 406MHz z まで		
433.92MHz z	433.67MHz z から 434.17MHz z まで	433.92MHz z	433.67MHz z から 434.17MHz z まで
(略)	(略)	(略)	(略)
3・4 (略)		3・4 (略)	

○平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。
特定小電力無線局の無線設備	特定小電力無線局の無線設備
一～三 (略)	一～五 (略)
四 <u>401MHz を超え 406MHz 以下</u> の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。）	四 <u>402MHz を超え 405MHz 以下</u> の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第 49 条の 14 第 3 号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。）
五 (略)	五 (略)
六 <u>426.0375MHz を超え 426.1125MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 2 号 (二) のものうち、占有周波数帯幅が 12kHz 以下のも</u> の	
七 806MHz を超え 810MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	六 806MHz を超え 810MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
八 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	七 915.9MHz 以上 929.7MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
九 1,216MHz を超え 1,217MHz 以下又は 1,252MHz を超え 1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 5 号 (一) のもの	八 1,216MHz を超え 1,217MHz 以下又は 1,252MHz を超え 1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第 42 号第 1 項第 5 号 (一) のもの

○四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

平成二十六年総務省告示第二百九十号

平成十七年総務省告示第八百六十九号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第二十四条第十
七項の規定に基づき、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用す
る特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定め
る。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第二十四条第十
二項の規定に基づき、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用す
る特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定め
る。

なお、平成十七年総務省告示第八百六十九号(四〇二MHzを超え四〇五MHz以
下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電
波の限度を定める件)は、廃止する。

四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局
の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット
以下であること。ただし、体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態に
おいて使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は、人体部
位の表面において輻射される電力が四ナノワット以下であること。

四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局
の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット
以下であること。ただし、生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置され
た状態において使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は
、体表面において輻射される電力が四ナノワット以下であること。

○無線設備規則第四十九条の十四第三号ハただし書の体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を定める件 新旧対照表 (傍線部分は変更部分)

平成二十六年総務省告示第二百九十一号

平成十九年総務省告示第三百六十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四第三号ハただし書の規定に基づき、同号ハ**ただし書の**体内無線設備**及び体外無線設備**の技術的条件を次のように定める。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四第二号ハただし書の規定に基づき、同号ハ**本文の規定を適用しない**体内無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十三号(無線設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件を定める件)は、廃止する。

設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件は、次の表の上欄に掲げる項目に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件とする。

一 四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備のうち、単一チャネルのもの

設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件は、次の表の上欄に掲げる項目に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件とする。

項目	条件
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇〇回以内であること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。
二 四〇三・五MHzを超え四〇三・八MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備	
一 空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
二 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。ただし、 人体 又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。

項目	条件
一 周波数	四〇三・五MHzから四〇三・八MHzまでであること。
二 空中線電力	人体表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
三 送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。ただし、 生体 又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。